# 【添付資料２－２】植物等伐採等許可申請書（例）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　　月　　　日  　〇〇地方運輸局長　殿  氏名又は名称  住　　　　所  植物等伐採等許可申請書  　鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第22条の２第１項の規定により、次のとおり植物等の伐採等許可を受けたいので申請します。   |  |  | | --- | --- | | 植物等の伐採等の目的 | 〇〇鉄道〇〇線の〇〇駅―〇〇駅間において、鉄道線路に障害を及ぼすおそれがある植物及び土石が存在するため、伐採及び除去によりその解消を図る。 | | 植物等の所有者の  氏名又は名称及び住所 | 〇〇　〇〇  〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番 | | 植物等の伐採等の方法 | 植物については、芯止め又は枝打ちの方法により伐採する。ただし、伐採作業に危険が伴う場合は根元伐採とする。  土石については、除去する。 | | 植物等の伐採等の時期 | 許可後〇日間 | | 許可申請の事情 | 当該植物及び当該土石については、当社の鉄道施設に障害を及ぼすおそれがあるため、所有者と再三、伐採等の交渉を行ったが、相手方は高額な補償金を要求して交渉が調わず、このまま放置すれば事故・輸送障害の発生が予想されるため、やむを得ず許可申請に至ったものである。 |   注１　当該植物等の所有者と交渉した経過を記載した書類（交渉することができなかったときは、その理由を記載した書類）、当該立木の登記事項証明書その他の植物に関する権利関係を示す書類（植物の伐採又は移植の場合）、当該土地の登記事項証明書その他の土地に関する権利関係を示す書類、当該植物等の所在地、数量及び状態を示す書類（※）及び図面を添付すること。  　※植物等が鉄道施設に障害を及ぼすおそれがある場合は、当該書類において、その詳細について記載すること。  注２　「植物等の所有者」欄については、植物等の所有者が不明な場合であって、「不明裁決申請に係る権利者調査のガイドライン（第２版）」（平成30年11月国土交通省総合政策局総務課長通達）に準じて調査を実施し、それでもなお当該土地の所有者を知ることができない又はその所在を知ることができない場合に限り「不明」と記載すること。ただし、災害時にあってはこの限りではない。 |